

書調要概業事地綠手浜

期 別		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		第 6 期		
所 在 地		白浜町・飾磨区妻鹿		飾磨区中島・細江・構		広畠区夢前町2・4丁目		広畠区鶴町1・2丁目		広畠区鶴町1・2丁目		飾磨区中島		
面 積		22. 13ha		21. 02ha		7. 5ha		4. 97ha		5. 97ha		11. 20ha		
事業年度		昭和44～47年度		昭和48～53年度		昭和53～55年度		昭和56～60年度		昭和61～平成5年度		平成6～12年度		
総事業費	1, 839, 988千円		9, 227, 363千円		4, 217, 070千円		5, 788, 810千円		8, 364, 267千円		8, 853, 448千円		8, 853, 448千円	
	企 業		470, 074千円		3, 075, 787千円		1, 405, 690千円		1, 929, 603千円		2, 745, 494千円		2, 941, 105千円	
	負 国		427, 000千円		2, 686, 000千円		1, 279, 100千円		1, 709, 900千円		2, 160, 900千円		2, 392, 700千円	
	内 県		407, 185千円		1, 208, 843千円		380, 362千円		330, 646千円		319, 556千円		0千円	
内 訃	市		535, 729千円		2, 256, 733千円		1, 151, 918千円		1, 818, 661千円		3, 138, 317千円		3, 519, 643千円	
	園路		30, 000m <sup>2</sup>		園路		5, 000m <sup>2</sup>		3, 400m <sup>2</sup>		7, 600m <sup>2</sup>		7, 700m <sup>2</sup>	
	芝生広場		6箇所		芝生広場		2箇所		芝生広場		3箇所		芝生広場	
	植樹		140, 000本		植樹		48, 000本		植樹		20, 600本		植樹	
な	張芝		18, 700m <sup>2</sup>		張芝		86, 500本		張芝		31, 000本		張芝	
	パーゴラ		4箇所		レストコーナー		34, 500m <sup>2</sup>		張芝		11, 000m <sup>2</sup>		張芝	
	ベンチ		78基		ベンチ		2箇所		噴水広場		1箇所		シエルター	
	四阿		1棟		1棟		67基		影像広場		1箇所		シエルター	
施 設	野球場		3面		野球場		2面		野球場		4箇所		野球場	
	テニスコート		2面		駐車場		6箇所		駐車場		1箇所		テニスコート	
	ゲートボール場		1面		便所		7棟		便所		2棟		ゲートボール場	
	駐車場		5箇所		水飲場		17箇所		駐車場		4箇所		駐車場	
内 容	便所		7棟		管理棟		2棟		便所		1棟		便所	
	水飲場		4箇所		ボンボン室		3棟		水飲場		1箇所		水飲場	
	管理棟		2棟		照明灯		82灯		管理棟		1棟		管理棟	
	照明灯		47灯		照明灯		58灯		照明灯		36灯		照明灯	

## 緩衝緑地関係の法体系

公害対策基本法

(昭和 42 年 8 月 3 日法律第 132 号)

公害防止事業費事業者負担法

(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 133 号)

環境基本法の施行に伴う関係法律の  
整備等に関する法律

(平成 5 年 11 月 19 日法律第 92 号)

公害対策基本法は廃止

環境基本法

(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)

## 公害防止事業費事業者負担法及び同法施行令の概要

第1条	(趣旨) 公害防止事業に要する費用の事業者負担に関し、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他必要な事項を定めるものとする。
第2条 第2項	(公害防止事業の定義) 事業者の事業活動による公害を防止するために事業者にその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。 1 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の <u>政令で定める施設</u> 設置及び管理の事業 同法施行令 第1条 (略) 政令で定める施設は、大気の汚染、騒音、振動又は悪臭による被害を防止するために設置する緑地その他の公共空地とする。
第2条の2	(事業者の負担) 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。
第3条	(費用を負担させる事業者の範囲) 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことが確実と認められる事業者とする。
第4条	(事業者の負担総額) 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額（以下「負担総額」という。）は、 <u>公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの</u> （以下「公害防止事業費」という。）の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。 同法施行令 第2条 (略) 当該公害防止事業の実施のため直接必要な実施計画調査費、本工事費、(略)、維持修繕費、(略) …とする。

第5条	(事業者負担金の額) 公害防止事業につき各事業者に負担させる負担金（以下「事業者負担金」という。）の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とする。
第6条	(費用負担計画) 施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。
第2項	前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。 1 公害防止事業の種類 2 費用を負担させる事業者を定める基準 3 公害防止事業費の額 4 負担総額及びその算定基礎
第3項	前項第2号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。
第4項	公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらの額のうちに当該公害防止事業に係る施設の管理に要する毎年度の費用（以下「管理費」という。）が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用（以下「設置費」という。）と管理費とに区分するものとする。
第5項	施行者は、費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
第8条	(費用負担計画の変更) 施行者は、第6条第1項の費用負担計画を変更するときは、審議会の意見をきかなければならぬ。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。
第9条	(事業者負担金の額の決定及び通知) 施行者は、費用負担計画を定めたときは、費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額を定めて、当該各事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

諮詢第 1 号  
平成 27 年(2015 年)7 月 24 日

姫路市環境審議会  
会長 中瀬 熱 様

姫路市長 石見 利勝



公害防止事業に係る管理費の事業者負担について（諮詢）

このことについて、中播都市計画緑地第 1 号浜手緑地の第 6 期事業区域（中島東地区）に係る管理費の事業者負担に関し、公害防止事業費事業者負担法第 6 条の規定により、下記の事項について諮詢します。

記

- 1 公害防止事業の種類
- 2 費用を負担させる事業者を定める基準
- 3 公害防止事業費（管理費）の額
- 4 負担総額及びその算定基礎

平成 27 年 (2015 年) 11 月 12 日

姫路市長 石見利勝様

姫路市環境審議会

会長 中瀬勲

公害防止事業に係る管理費の事業者負担について（答申）

平成 27 年 7 月 24 日日本審議会に諮問された 諒問第 1 号「公害防止事業に  
係る管理費の事業者負担について」に関し、慎重に審議を重ね結論を得たので  
次のとおり答申する。

## 序 文

姫路市の臨海部は工業都市として大きく発展したが、一方で企業の生産活動に伴う大気汚染なども発生し、公害防止対策としての環境整備が必要となった。そこで、昭和44年から平成13年3月にかけて、第1期から第6期に分けて臨海工業地帯とその背後の住宅地を分断するために、かつ、工場の従業員や地域住民が共同で利用できる共同福利施設として緩衝緑地が造成された。この緑地は「姫路市浜手緑地」と命名され、維持管理は昭和44年度から継続して実施されている。

浜手緑地第6期事業は、姫路市飾磨区中島東地区11.2ヘクタールについて、平成6年度から平成12年度にかけて整備されたものである。姫路市では、当該緑地の管理事業に関し、姫路市環境審議会の答申に基づき費用負担計画を定めるとともに事業者に管理費の負担を求め、適正な管理事業を実施されてきた。

今般、当該緑地の平成28年度以降の管理事業に関し、姫路市長から「公害防止事業に係る管理費の事業者負担について」諮問があった。本審議会では、改めて浜手緑地を設置した目的、管理事業の基本的な考え方、樹木の生育程度及び事業者の事業活動の現況等を踏まえ慎重に審議した結果、引き続き当面は平成28年度から平成30年度までの3カ年について答申するのが最適と判断し、次のとおり答申する。

## 本文

平成28年度から平成30年度までの3ヵ年における管理費の事業者負担については、次に記述するとおりとする。

### 1 公害防止事業の種類

公害防止事業費事業者負担法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する緩衝緑地の管理事業とする。

### 2 費用を負担させる事業者を定める基準

これまでの経緯及び造成当初の考え方を十分考慮し、法第16条に規定する中小企業者に対する配慮をも検討し、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

#### (1) 区域

次のア、イ、ウ、エの各線によって囲まれた区域内の工業地域及び工業専用地域に所在する工場又は事業場とする。

- ア 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畠製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点と、姫路市飾磨区今在家1351番16の土地の東北の角を経て、更に埋立護岸東側の最南端を経て姫路市飾磨区細江1297番地先の埋立護岸西側の最南端を結ぶ線
- イ 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畠製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点から、姫路市白浜町甲841番9の土地の東南の角を結ぶ都市計画浜手緑地帯の南端線沿いの連結線
- ウ 姫路市白浜町甲841番9の土地の東南の角より中村川右岸を下流に沿い、更に妻鹿漁港東防波堤南端を経て姫路LNG基地東北の角を経て同基地東側沿い最南端を結ぶ線
- エ 姫路LNG基地東側沿い最南端から同基地西南の角を経て、更に中島埠頭マイナス12メートル岸壁南端地点を経て、姫路市飾磨区細江1297番地先の埋立護岸西側の最南端を結ぶ線

（別紙図面のとおり）

#### (2) 業種

日本産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

- ア 大分類 E 製造業

イ 中分類 33 電気業  
ウ 中分類 34 ガス業  
エ 中分類 47 倉庫業  
オ 小分類番号 533 石油・鉱物卸売業  
カ 小分類番号 534 鉄鋼製品卸売業  
キ 小分類番号 535 非鉄金属卸売業  
ク 小分類番号 536 再生資源卸売業

(3) 公害の原因となる施設の種類及び規模並びに事業活動に伴い排出される

公害の原因となる物質の量及び質

ア 大気汚染

(ア) 燃料及び原料 (いおう酸化物及びばいじんを除く大気汚染物質排出の要因となるもの。)

1日あたり5,000リットル以上の燃料及び原料（重油以外の燃料及び原料は重油にエネルギー換算する）を使用する工場又は事業場

(イ) いおう酸化物

年間30トン以上のいおう酸化物を排出する工場又は事業場

(ウ) ばいじん

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有し、それから排出するばいじん量が1時間あたり2.25キログラム以上の工場又は事業場

(エ) 粉じん

原材料の野外置場、ノロ処理場等の面積が25,000平方メートル以上の工場又は事業場

イ 騒音

騒音規制法に基づく特定施設の原動機の出力総計が1,000キロワット以上の工場又は事業場

3 公害防止事業費（管理費）の額

緑地の管理費用は樹木の生育との関係が深いことから、除草・施肥・病害虫防除等にわたる管理作業の事業量について検討した結果、各年度における管理費は次のとおりとする。

平成28年度 1,928万2千円以内

平成29年度 1,928万2千円以内

平成30年度 1,928万2千円以内

#### 4 負担総額及びその算定基礎

管理費の負担については、国・県の補助制度がなく直接市民の負担につながること、市が管理費の低減に最大の努力を図ること等を考慮したうえで、現時点では事業者と市民が共同の立場で負担すべきが妥当であるとし、事業者の負担を公害防止事業費（管理費）の2分の1とし、その負担金額は次のとおりとする。

平成28年度 964万1千円以内

平成29年度 964万1千円以内

平成30年度 964万1千円以内

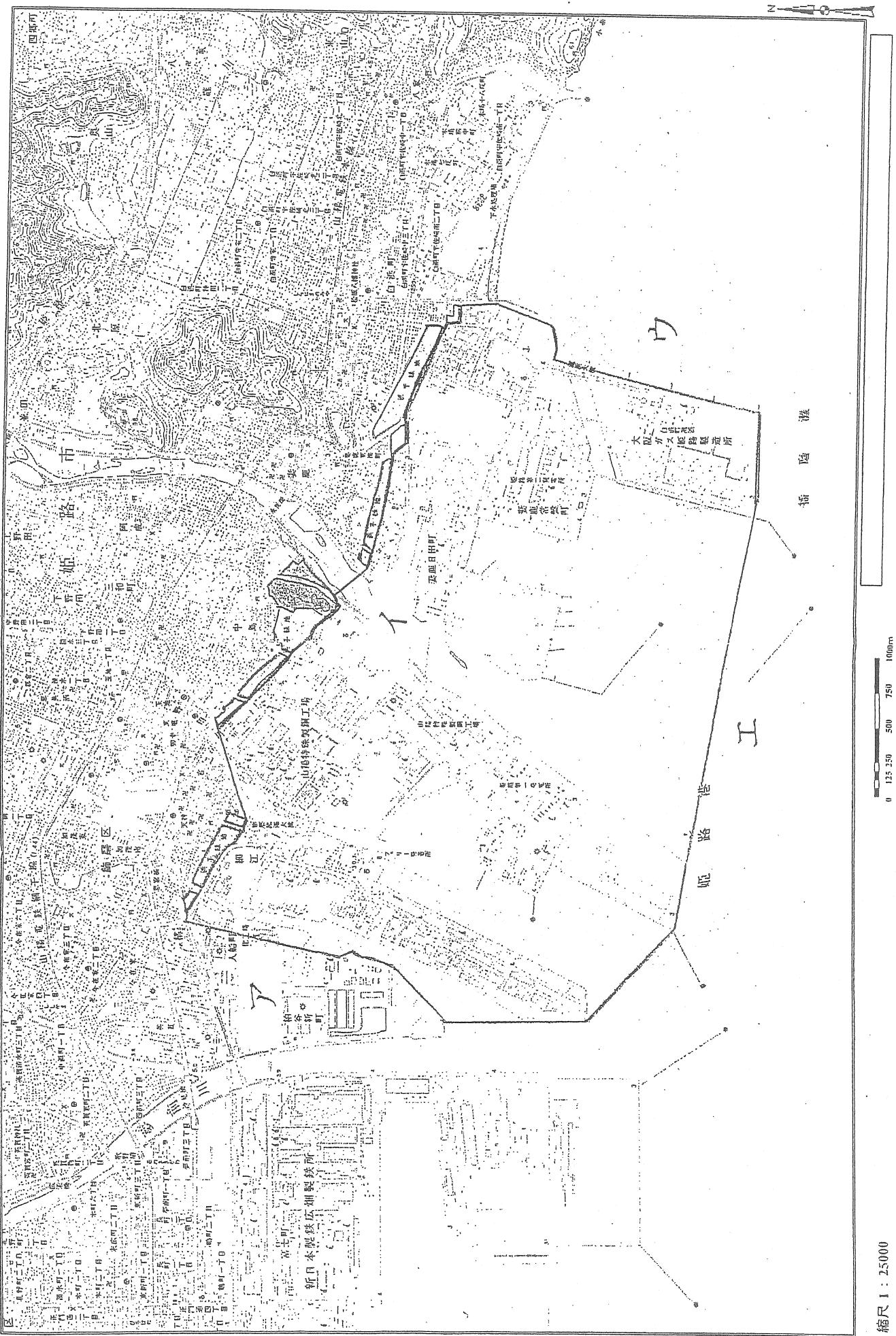
#### 5 公害防止事業の実施に必要な事項

事業者ごとの負担割合の算定にあたっては、活動状況の把握を毎年度行い、前年度の活動状況に応じて現年度の負担割合を算定することとする。

なお、年度途中に操業が開始された場合は、操業年度内の活動状況に応じて翌年度から管理費の負担を負うものとする。

また、操業が終了された場合は、翌年度以降の管理費の負担を負わないものとし、その他の事項については、別途協議して定めるものとする。

活子綠地(第6期事業区域)



縮尺 1 : 25000

## 公害防止事業（浜手緑地第6期事業区域）に係る管理費の費用負担計画（概要）

項目	第6期
1 公害防止事業の種類	公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第1号に規定する緩衝緑地（浜手緑地第6期事業区域）の管理事業
2 事業費を負担させる事業者を定める基準	<p>次の（1）から（3）のいずれにも該当する工場または事業場において事業活動を行う事業者</p> <p>（1）区域：別図のとおり</p> <p>（2）産業分類：製造業、電気業、ガス業、倉庫業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業</p> <p>（3）次のいずれかに該当：5,000ℓ／日以上の燃料及び原料を使用、30t／年以上のいおう酸化物を排出、2.25kg／時間以上のばいじんを排出、原材料の野外置場・ノロ処理場等の面積が25,000平米以上、騒音規制法に基づく特定施設の原動機の出力総計が1,000kW以上</p>
3 公害防止事業費（管理費）の額	<p>平成28年度 1,928.2万円以内</p> <p>平成29年度 1,928.2万円以内</p> <p>平成30年度 1,928.2万円以内</p>
4 負担総額及び算定基礎	<p>（1）負担総額</p> <p>平成28年度 964.1万円以内</p> <p>平成29年度 964.1万円以内</p> <p>平成30年度 964.1万円以内</p> <p>（2）算定基礎：公害防止事業費（管理費）の2分の1</p>